一熊本県公報

第 1 1 0 3 0号 平成 15 年 9 月 17 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

Bil

抻

○飠	[本]			宅	地:	造	成	等	認	定	事	務	施	行	細	則	の	_	部	をi	改〕	E 7	する	5 規	見見]			(5	韭	築	割	果)	1
〇 打 〇	定	居宅 <i>"</i>	示 3サ	_	ビ	ス	事	業	所	の	指	定																	()	个護	保	険訓	果)	7
Ŏ#	な急!	医療水面	機	関立	にて	関、出	す頭	る	認:	定																	. (地力	或日	医療	推	進記	果) 果)	7 8
01	く有っ	水 面	ί埋	<u>\\ \</u>	7	免	許.																						· (沙	魚	港	計	果)	9
	『市 i 『市 i				す 。	事 事	総 業	計	画	かの	上変	公更	光認	可可	小	坦	.) · ·												(祁市	t 計i	画調	果)	10 10
〇 月	引発行	 一 為	に	関	す	る	Ι:	事	の	完	了																		(<u>%</u>	韭	築"	1	果)	10 11
○日	『市言 見営 :	" 計画 七 田	公司	聴良	会事	の 業 :	開州計	催画																					(1	れ りまた おおり また おいま かい こう しゅう しゅう かい かい こう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	計i 計i	画調画調	果) 果) 果)	11
ČÓ	:地	立良 載	区	役	員	の :	退	任	及	び	就	任																	(~ 11	<i>"</i>	— i		12
	登 化学 i	前教	育	振	興	協																		学	前	教	育	振り	興力	盘 力	者	会請	義)	13
	· 、吉珥										٠.					()	۱۴ -	- 1	トナ	-	- シ	ノツ	プ		針	(仮	称)	<u> </u>	 定	委	員名	⋛)	13
	下 下	小 压																							ま	ち	づ	<	り扌	隹進	協	議る	(é	13
\bigcirc \exists	近成	15 4	誤 年 9		1	0	日倉	能え	本リ	県 :	公	報分	第	11	02	8 4	号(の目] 汐	マ中	1							()	発 勇) 長物	対分	策訓	果)	14

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則(建築課)

- 1 優良宅地造成等の認定に関する租税特別措置法の規定の繰下げ等に伴い、関係規定を整理することとした。(第1条及び別記様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年9月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第44号

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則(昭和49年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ」に、「第31条の2第2項第12号ニ、第62条の3第4項第12号ニ」を「第31条の2第2項第13号ニ、第62条の3第4項第13号ニ」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。